非常勤職員に対する支出根拠公開決定審査請求事案（番号42）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和３年６月29日 |
| 請求内容 | 令和２年度に府立○○高校で「○○」について支出した根拠がわかる資料すべて。 |
| 実施機関の決定 | 令和３年７月12日付け教学総第1663号による公開決定。【公開することと決定した行政文書の名称】非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和３年７月23日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 私が求めているものは条例ではなく、条例に基づき公費支出した根拠（出勤時間数や職務内容）であるため、公開文書が不適切であるもの。 |
| 弁明書 | 本件請求においては、「令和２年度に府立○○高校で『○○』について支出した根拠がわかる資料すべて」が文書として請求されている。この点、「○○」は当時大阪府の非常勤の教職員、すなわち公務員であり、その公務員への支出とは、すなわち給与その他の給付等に他ならない。公務員の給与については、論を俟たないが、いわゆる「給与法定主義」がとられており、地方公務員の給与その他の給付の場合は、それを決定する法形式が条例であることから、「給与条例主義」といわれている。具体的には、地方自治法第203条の２第５項において、報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は条例で定めなければならないと規定するとともに、同法第204条の２において、いかなる給与その他の給付も法律またはこれに基づく条例に基づかずには職員に支給してはならないと定められている。実施機関は、「支出した『根拠』」というこのたびの公開請求の趣旨を踏まえ、上記の「給与条例主義」の観点から公開請求該当文書の判断に際し、厳密には法令は行政文書ではないが、「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」が公開対象として適当と判断したものである。 |
| 反論書 | 「弁明の理由」について、「「支出した『根拠』」というこのたびの公開請求の趣旨を踏まえ」と説明しているが、既に私が審査請求書において「条例に基づき公費支出した根拠（出勤時間数や職務内容）」を趣旨として説明しており、処分庁は今さら何を主張しているのか分からない。何にこだわっており、何と戦っているのかも理解できない。請求の趣旨は請求者である私が決めることである。よって、弁明は全て失当である。 |
| 判　断 | １　対象文書の特定については、公開請求書の記載から通常読み取れる範囲で行えば足りると解される。　　本件請求は、「令和２年度に府立○○高校で『○○』について支出した根拠がわかる資料すべて。」であり、「○○」は非常勤の教職員で、公務員であることから、公開請求書の「支出」を、給与その他の給付等に係る支出と解し、当該支出は条例の定めに基づき行うことに着目し、その根拠となる条例として「非常勤職員の報 |
| 判　断 | 　酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を特定したことは、公開請求書の記載から合理的に特定しているといえ、不合理ではない。２　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。３　なお、本件決定に対しては、審査請求が提起されているところであり、公開請求されている行政文書が不明確な場合や、広範にわたる場合において、請求人の協力を得られるときは、可能な範囲で趣旨を確認し、対象文書を特定していくことが望まれる。 |
| 経　過 | ・令和３年６月29日　　　同日付け公開請求・同年７月12日　　　　 公開決定・同月23日　　　　　　　審査請求・同年８月16日 　 　　　弁明書・同月27日　　　　　　　反論書・同年９月24日 　 　　　諮問 |